

令和8年8月 神河町区長会 会議次第

ハートがふれあう住民自治のまち ～大好き！私たちの町 かみかわ～

と き 令和8年8月24日（月）

午前9時00分から

ところ 神河町役場 3階 第3会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 町長あいさつ

4. 協 議 事 項 = 行政より =

（1）公立神崎総合病院から

- ・病院南駐車場等区画線修繕工事に伴う規制のお知らせ（資料 1）

（2）建設課から

- ・秋祭りの道路使用許可申請について（資料 2）

（3）農林政策課から

- ・神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の推薦について（資料 3）
- ・動物駆逐用煙火（轟音玉）保安教育講習会の開催について（資料 4）
- ・緑の募金のお礼、緑化苗木（資材）の希望調査について（資料 5）
- ・元気森もり活動推進事業（竹藪、桜等）の要望について（資料 6）

（4）ひと・まち・みらい課から

- ・移住者へ配付する「生活のあらまし」の確認について（ご依頼）（資料 7）

（5）教育課から

- ・町民温水プールの終了について（資料 8）

（6）総務課から

- ・令和8年度町長懇談会の報告について（机上配布）
- ・ケーブルテレビ運営移行に伴う集落説明会のお知らせ（資料 9）

5. 区長会協議事項

- ・令和8年度神河町行政事務協力謝金のお支払いについて（資料 10、机上配付）
- ・子育て応援ネット推進事業広報啓発グッズ（ウェットティッシュ）（机上配付）

6. 今後の予定

- ・ 10月定例区長会

日時：10月23日（金）午前9時00分～

場所：第3会議室

対象：全員

- ・ 区長会視察研修

日時：10月29日（木）～30日（金）

行先：和歌山方面

対象：全員

※ご案内は、机上配付しております。

※出欠のご報告は、9月18日（金）までに事務局へお願いいたします。

- ・ 第57回兵庫県連合自治会大会

日時：11月6日（金）午後1時30分～

場所：赤穂市文化会館 赤穂化成ハーモニーホール

対象：区長会役員

- ・ 神崎郡連合区長会研修会

日時：11月25日（水）午後2時～

行先：福崎町エルデホール

対象：全員

※詳細は後日案内いたします。

- ・ 令和9年2月区長会の日程変更について

変更後：2月26日（金）午前9時00分～

変更前：~~2月24日（水）午前9時00分～~~

7. 閉 会 太田副区長会長

- 閉会後に少し休憩を入れて、引き続いて「人権研修（1時間程度）」を行います。

【配布資料】

- ・ 各区「生活のあらまし」R6前回調査内容
- ・ ブロック別町長懇談会アンケートの協力について（各区三役様用）
- ・ 【町封筒】行政事務協力謝金のお支払いについて
- ・ 【 〃 】区長会視察研修の御出欠について
- ・ 子育て応援ネット推進事業広報啓発グッズ（ウェットティッシュ）
- ・ 神河中学校体育大会のご案内
- ・ ひょうご人権ジャーナル「きずな」7・8月
- ・ 地域と「はり姫」をつなぐ ドクターカープロジェクトについて

報告等締切日一覧表

令和8年8月24日開催

番号	件 名	報告の必要性	区長会
	報 告 先	報告期日	資料番号
1	動物駆逐用煙火(轟音玉)保安教育講習会の開催について	任意	資料4
	農林政策課	9月18日(金)	
2	緑の募金のお礼、緑化苗木(資材)の希望調査について	任意	資料5
	農林政策課	9月18日(金)	
3	元気森もり活動推進事業(竹藪、桜等)の要望について	任意	資料6
	農林政策課	9月18日(金)	
4	移住者へ配付する「生活のあらまし」の確認について(ご依頼)	必須	資料7
	ひと・まち・みらい課	9月25日(金)	
5	神河町区長会視察研修の御出欠について	必須	机上配付 の封筒内
	総務課	9月18日(金)	

事 務 連 絡
令和8年8月24日

各区長 様

病院事務長 高階正三

病院南駐車場等区画線修繕工事に伴う規制のお知らせ

残暑の候、区長様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より当院運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当院玄関前ロータリー西詰駐車場及び南駐車場の白線等の修繕（引き直し）工事を実施することとなりました。

つきましては、下記のとおり実施いたしますので、貴区におかれましても区民の皆様への周知をお願いいたします。

なお、工事期間中は、一部の駐車スペースが利用できなくなるほか、車両の出入り等によりご不便をおかけいたしますが、安全第一で作業を進めてまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 工事期間 令和8年9月5日（土）～6日（日）
雨天等の悪天候時は、予備日として9月19日（土）を予定しています。
2. 作業時間 午前8時00分から午後5時00分を予定
時間外の駐車は通常通り可能ですが、一部規制線が残る場合があります。
3. 注意事項
作業中のエリアは駐車できませんので、現地の作業員の指示に従って駐車をお願いいたします。

お問い合わせ

公立神崎総合病院

担当：総務課 平岡

TEL：0790-32-2488

Email：soumu@kanzaki-hp.jp

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 24 日

各 区 長 様

建設課長 藤 原 寿 一

秋祭りの道路使用許可申請について

平素は、町道路行政に格別の御理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の秋祭りにおいて屋台や子供神輿などの運行を予定されている地区におかれましては、警察の道路使用許可を受ける必要がありますので、別紙の道路使用許可申請書により、お早めに手続きをされますよう御案内いたします。

なお、申請手続きに関しては、福崎警察署交通課にお問い合わせください。

記

提 出 先 : 福崎警察署 交通課

受付時間 9 時～12 時、13 時～17 時（土・日・祝を除く）

提出期限 : 9 月末日まで

（なるべく運行の 1 ヶ月前までに申請してください）

提出書類 : 申請書、屋台寸法図、屋台巡航保安図・・・別紙様式

運行経路図、責任者（役員）名簿・・・任意様式

提出部数 : 正副 2 部

※申請手続きに関するお問合せ先

福崎警察署 交通課 TEL : 0790-23-0110（代表）

道路使用許可申請書

年 月 日

警 察 署 長 殿

住 所 -----
申請者 氏 名 -----
電 話 -----

道路使用の目的					
場 所 又 は 区 間					
期 間		年 月 日 時から		年 月 日 時まで	
方 法 又 は 形 態					
添 付 書 類		見 取 図、略 図			
現 場 責任者	住 所				
	氏 名			電話	

第 号

道路使用許可証

上記の通り許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

- 備 考
- 1

申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2

方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 3

添付書類の欄には、道路使用の場所、方法を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 4

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通規制課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

⑪

道路使用許可申請書

① 〇〇年 〇〇月 〇〇日

② 〇〇 警察署長 殿

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇

③ 申請者 氏名 代表取締役 兵庫太郎

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

道路使用の目的	④ 〇〇道路舗装工事		
場所又は区間	⑤ 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号から〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号まで		
期 間	⑥ 〇〇年 〇月 〇日 〇時から 〇〇年 〇月 〇日 〇時まで		
方法又は形態	⑦ シールド工法による下水管敷設、交通誘導員を配置して実施		
添付書類	⑧ 見取図、略図		
現場 責任者	住所	⑨ 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 現場事務所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	氏名	神戸 次郎	電話 会社 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 携帯 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
第 号			
⑩ 道路使用許可証			
上記の通り許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
年 月 日			
警察署長 印			

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

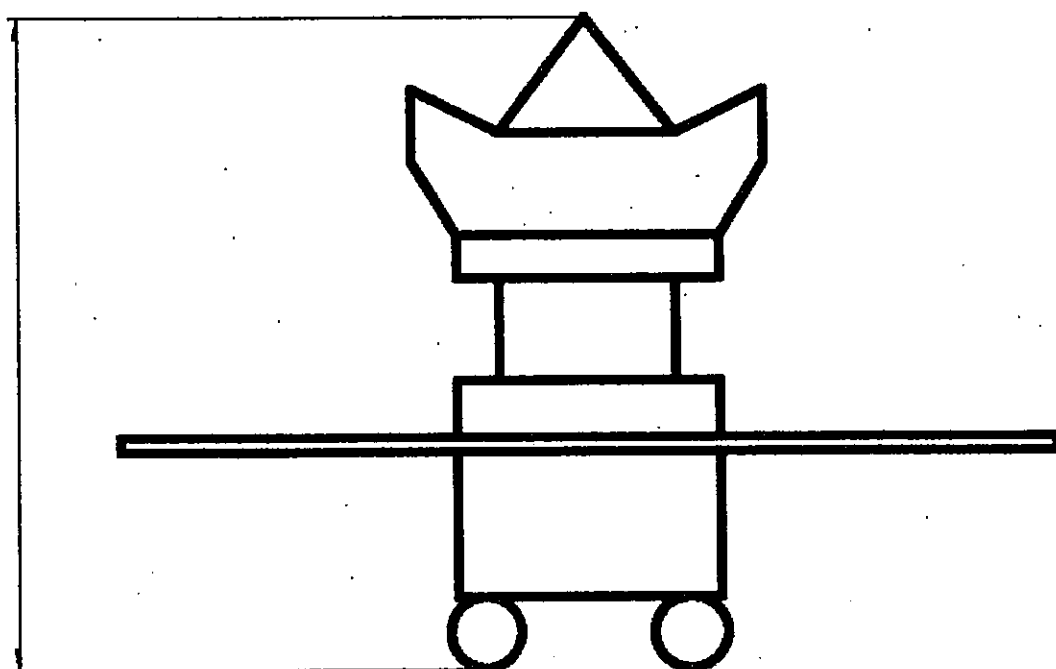
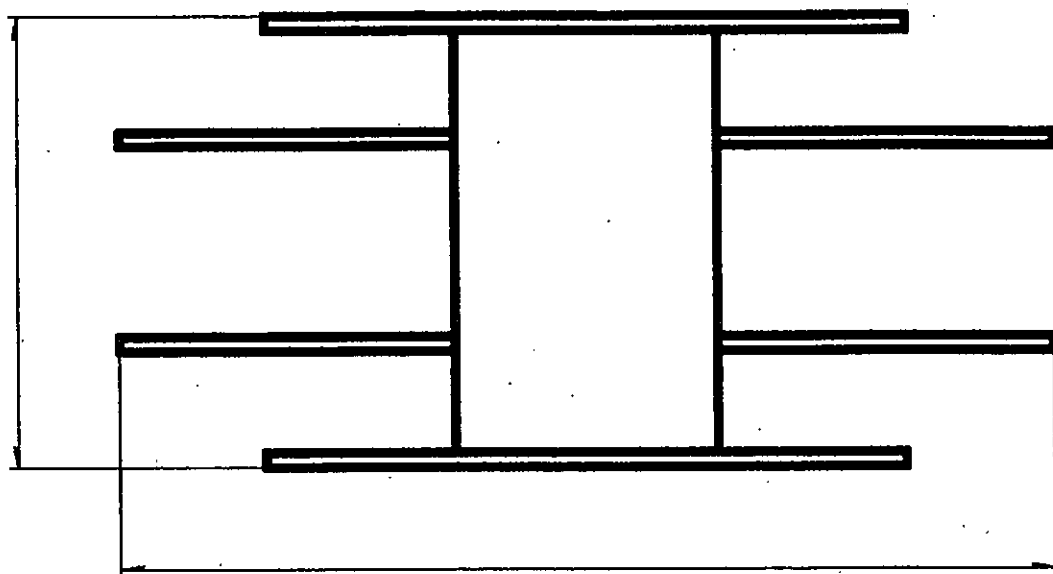
この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通規制課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

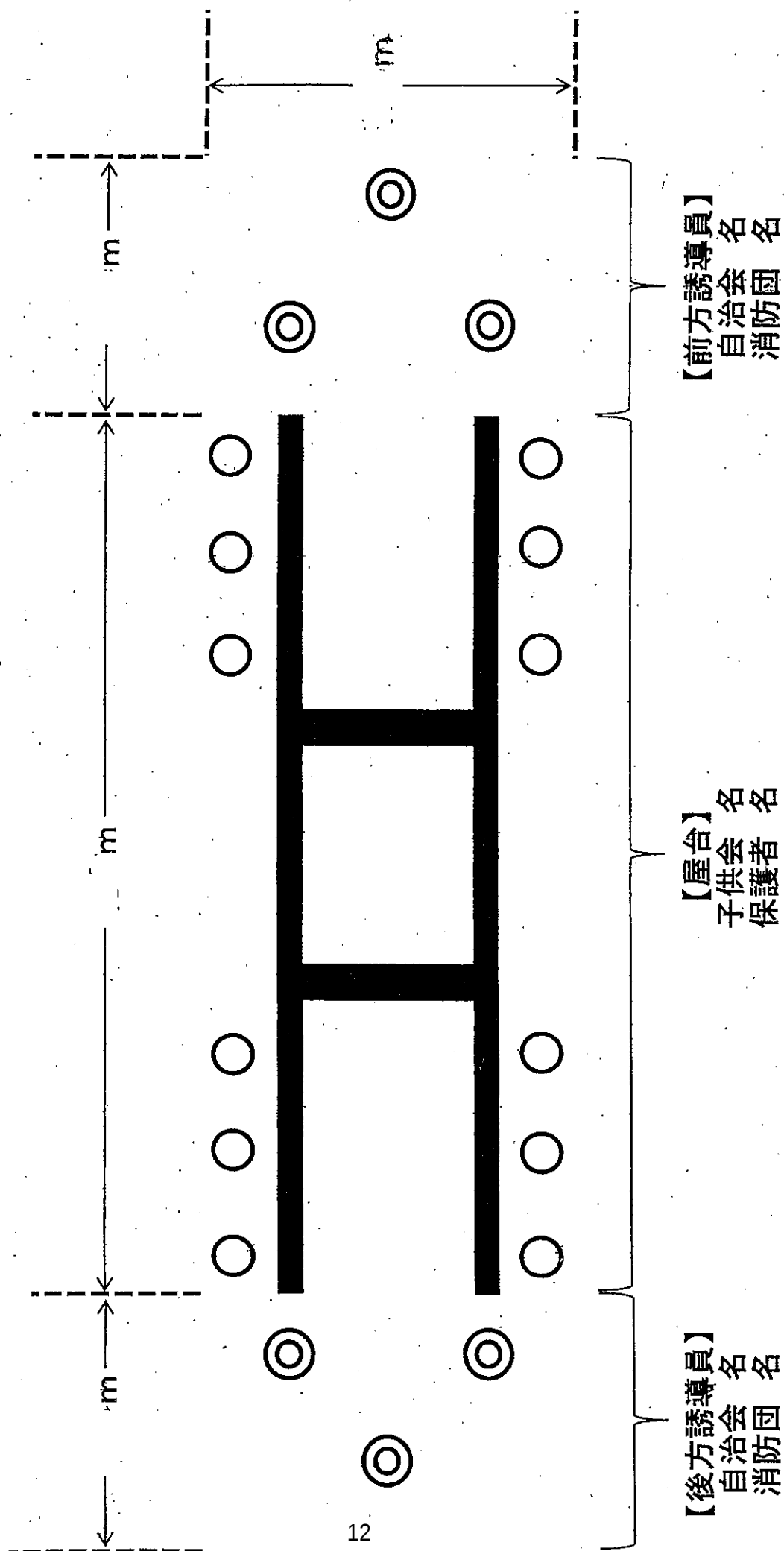
※ 申請書は2部提出してください。

道路使用許可申請書の記載要領

項目		記載要領
①	年 月 日	申請書提出日を記載してください。
②	警察署長名	実際に使用する道路の場所を管轄する警察署長名を記載してください。 なお、2以上の警察署長の管轄する場所にまたがって使用する場合には主たる行為を行う場所を管轄する警察署長に申請してください。
③	申請者	申請者の住所、氏名、電話番号を記載してください。 申請者が法人・団体の場合は、法人等の名称、代表者氏名、所在地を記載してください。
④	道路使用の目的	行為（工事、作業等）の内容を具体的に記載してください。
⑤	場所又は区間	実際に使用する道路の場所や区間の番地を正確に記載してください。
⑥	期 間	実際に道路を使用する必要最小限度の期間を記載してください。 道路を使用する行為の内容によって、許可できる期間や時間が異なりますので、詳細については申請する警察署に事前に相談してください。
⑦	方法又は形態	道路を使用する行為の方法等について記載してください。
⑧	添付書類	・ 行為の場所又は区間の付近の見取図 ・ 行為の方法、形態を具体的に説明する資料（図面、設計書、計画書等） ・ 行為を行う道路及びその周辺の状況を明らかにする資料 注）工事を行う場合に道路標識・道路標示に影響が出る場合は、その種類や設置場所を資料で明らかにしたうえで、申請する警察署に相談してください。
⑨	現場責任者	現場全体を管理・把握できる立場にある方の住所、氏名、電話番号を記載してください。
⑩	道路使用許可証	警察署において記載しますので、申請時には何も記載しないでください。
⑪	兵庫県収入証紙	兵庫県収入証紙での手数料納入（2,000円）が必要です。 道路使用許可申請書1部（2部提出するうちの一方）に貼付し、窓口に出し込んでください。



屋台巡航保安図



令和8年8月24日

各 区 長 様

神河町農林政策課長 前川穂積

神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員
の推薦について（お願い）

残暑の候、貴職におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、農業委員会活動に何かと御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、神河町農業委員会は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 7 名の体制
で運営しており、令和 9 年 3 月末をもって 3 年間の現委員の任期が満了します。
（農業委員会等に関する法律、神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委
員の定数条例による）

農業委員会は町全域を活動区域とすることから、委員の選出にあたっては地域ご
との偏りがないう、町内 7 つのブロックから、それぞれ農業委員 2 名、農地利用
最適化推進委員 1 名を推薦していただいております。

つきましては、10 月下旬からの推薦・募集に先立ち、任期満了に伴う委員の選出
について、それぞれのブロックで、あらかじめ推薦候補者を選考いただきますよう
お願い申し上げます。

なお、正式な推薦書等の提出については、10 月の区長会で御依頼させていただく
予定としています。

連絡先 農林政策課
（神河町農業委員会事務局）
担当：辻井 香苗
TEL 0790-34-0960 FAX 0790-34-0691
MAIL k_tsujii@town.kamikawa.hyogo.jp

神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の推薦について

○主旨

現農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の令和9年3月末の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律に基づく農業委員及び農地利用最適化推進委員を、令和8年10月から1ヶ月間を目途に募集を行います。

つきましては、それぞれのブロックごとに推薦いただく候補予定者の調整について御協力をお願いします。ブロック別募集人数については別紙のとおりです。

（今後の予定）

時 期	内 容
令和8年10月23日	区長会において、募集・推薦に関する詳細説明
令和8年10月下旬	農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集（募集期間約1ヶ月）
令和8年12月上旬	農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の開催
令和9年3月	農業委員の任命の同意を得るための議案提出
令和9年4月1日	農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱

○農業委員会とは（主な役割と活動の内容は裏面参照）

農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務をはじめ、農地等の利用の最適化の推進に関する業務を執行する行政委員会です。

○農業委員及び推進委員の身分と報酬

身分 非常勤特別職の地方公務員

報酬（年額） 農業委員 会長 159,000円 委員 144,000円

推進委員 144,000円

その他、定例会1回の出席につき、2,000円の費用弁償が支払われます。

○農業委員及び推進委員の任期

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

○農業委員及び推進委員の要件

農業委員・・・市町村長が任命

- ・農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者 13名

※原則として、認定農業者等が過半数を占めること【注】

- ・農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）1名

推進委員・・・農業委員会が委嘱

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者 7名

ただし、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられその執行が終わるまでの者、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者は除く。

【注】認定農業者の数が少ない場合は、農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者（過去に認定農業者等であった者、認定農業者の農業に従事し経営に参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員等）とすることができる。

○その他の要件等

- ※1 農業委員の1名を中立委員（農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者＝非農家等）として選出する必要があります。**各ブロックの代表区長様には、中立委員の選出について、ブロック間の調整にも御協力をお願い致します。**

参考）近年の中立委員選出地区

R6.4.1～R9.3.31（現在）長谷ブロック、R3.4.1～R6.3.31 越知谷ブロック

- ※2 農業委員は、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮する必要があります。**青年、女性の推薦についても、積極的にご検討下さいますようお願い致します。**

○農業委員会の主な役割と活動

【1】定例会：月1回（毎月21日）への出席

【2】農地の確保と有効利用

- 1) 農地の売買・貸借の許可申請（農地法第3条）の可否の審議・決定
- 2) 農地転用許可（農地法第4条・5条）の申請書を県知事に送付する際の当該許可申請に対する意見の決定
- 3) 農地パトロール（農地の利用状況調査、8月ごろ実施）や遊休農地所有者への意向把握等による遊休農地の発生防止や解消
- 4) 「地域計画」策定後の見直し（ブラッシュアップ）や、農地中間管理機構の利用促進

【3】農地等の利用の最適化

- 1) 担い手への農地利用の集積・集約化
 - ・地域計画の作成・見直しなど、地域の農業者の話し合いの推進
 - ・農地の出し手と受け手への働きかけを行い、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地の集積推進
- 2) 遊休農地の発生防止・解消
 - ・耕作放棄地の発生防止・解消のため、毎年1回担当地区内のすべての農地の利用状況を調査し、遊休農地所有者等の利用意向調査実施
- 3) 新規参入の促進
 - ・新規参入者への貸付け可能な農地の発掘
 - ・就農後の定着支援（農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートの実施等）
 - ・新規就農・参入に向けた相談活動（県等が主催する就農相談会への出席等）

【4】担い手の育成支援

- 1) 農業経営の法人化へ向けた支援
- 2) 家族経営協定の推進
- 3) 複式農業簿記や青色申告への取組みの推進

【5】農業委員会の目標の設定

最適化活動に係る目標を定め、毎年度、具体的な活動（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進）を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する。

全ての委員が【2】～【4】の活動（最適化活動）を月8日以上実施し記録する。

○ブロック別募集人数

ブロック名	担当する地区	農業委員	推進委員
		認定農業者等農業に識見を有する者・中立委員	
越知谷B	新田・作畑・大畑・越知・岩屋	2名	1名
栗賀北B	根宇野・山田・中村・栗賀町・福本	2名	1名
栗賀南B	貝野・貝野しんこうタウン・寺野・柏尾・加納・東柏尾	2名	1名
大山B	吉富・杉・大山・猪篠	2名	1名
寺前東B	新野・野村・比延・寺前・鍛冶・大河・上岩	2名	1名
寺前西B	高朝田・宮野・南小田・上小田	2名	1名
長谷B	川上・大川原・本村・赤田・重行・為信・峠・栗・湊	2名	1名

※農業委員 14名のうち1名は中立委員（農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者＝非農家等）。

○認定農業者

（敬称略）

ブロック名	氏名又は名称	ブロック名	氏名又は名称
越知谷B	(農)越知谷営農（役員）	寺前東B	株新野営農（役員） 株ヤマウチ 山内忠宜 (農)大河営農（役員）
栗賀北B	株山田営農（役員） 株中村営農（役員） (農)福本営農（役員）	寺前西B	加門英樹、加門エミ子 株ヤマウチ 山内作次、山内敦子、山内篤宜
栗賀南B	廣納佳則 (農)東柏尾営農（役員） (農)貝野営農（役員） (農)加納営農（役員）	長谷B	
大山B	(農)吉富営農（役員） (農)杉営農（役員） (農)大山営農（役員） 株猪篠ファーム 藤原嘉朗		

○認定農業者に準ずる者

（敬称略）

ブロック名	氏名又は名称	ブロック名	氏名又は名称
越知谷B	植木 節	寺前東B	野村営農組合（役員） 鍛冶営農組合（役員）
栗賀北B	根宇野営農組合（役員） 栗賀町営農組合（役員）	寺前西B	高朝田営農組合（役員） 南小田営農組合（役員）
栗賀南B	廣納加代子 廣納 正	長谷B	本村営農組合（役員） 赤田営農組合（役員） 大川原営農組合（役員）
大山B			

神河(鳥獣対協)第4号
令和8年8月24日

各 区 長 様

神河町鳥獣被害防止対策協議会
会 長 山 名 宗 悟

動物駆逐用煙火(轟音玉)保安教育講習会の開催について

平素は、町行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も野生動物の被害対策の一環として、轟音玉の適正な使用と効果的な追い払いが行えるよう動物駆逐用煙火保安教育講習会を開催しますので、受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. **開催日時** 令和8年10月8日(木) 午後2時～午後4時
2. **開催場所** 講習会：大河内保健福祉センター2階 福祉講習室
実地研修：神河町上岩地内「旧環境センター」
3. **報告期限** 令和8年9月18日(金) 農林政策課まで
※お手数をお掛けしますが、受講者を取りまとめの上、ご報告願います。
※申込時に煙火消費保安手帳と手帳交付手数料(写真)も併せて提出
をお願いします。
4. **開催内容** サルの生態と被害対策について 講師：森林動物研究センター(約20分)
動物駆逐用煙火保安教育講習 講師：兵庫県煙火協会(約20分)
実地研修
※詳細は、「開催要領」をご覧ください。
5. **注意事項**
 - ・受講者への当日の参加連絡は、区長様からお願い致します。
 - ・原則、神河町で受講していただきますが、当日、ご都合の悪い方は朝来市開催(10/2)もありますので、ご希望の場合は担当までご連絡ください。
 - ・昨年度、受講者のあった区には受講者一覧を配布しております。

担当：神河町役場農林政策課／澄田／TEL 0790-34-0960／FAX 0790-34-0691

動物駆逐用煙火保安教育講習会（轟音玉講習会）開催要領

1. 目 的

動物駆逐用煙火は、野生動物の追い払い手段として一定の効果があるが、火薬類取締法に規定される火工品であるため、その使用にあたっては、煙火消費保安手帳（動物駆逐用）の交付を受けなければならない。

このため、動物駆逐用煙火の適正な使用と効果的な追い払いが行えるよう動物駆逐用煙火保安教育講習会及びサルの被害対策研修会を実施する。

2. 主 催 神河町鳥獣被害防止対策協議会

3. 対 象 者 ニホンザル、その他野生動物の被害対策に取り組む住民で集落が推せんする者（各集落概ね3～5名程度で、昼間に家にいることが多い方）

4. 講習内容

(1) 日 時 令和8年10月8日（木）午後2時～午後4時 ※雨天決行

(2) 場 所 講 習 会：大河内保健福祉センター2階 福祉講習室（神河町役場南隣）
実地研修：神河町上岩地内「旧環境センター」

(3) 内 容 ①サルの生態と被害対策、電気柵の安全使用について

講師：兵庫県森林動物研究センター

②動物駆逐用煙火保安教育講習及び実習

講師：兵庫県煙火協会

5. 参加申込（事前受付）

別紙様式1に氏名、住所、生年月日等の必要事項を記入の上、令和8年9月18日（金）までに、各区取りまとめの上、煙火消費保安手帳と交付手数料を添えて農林政策課へ提出してください。

6. 動物駆逐用煙火保安教育講習会の受講料等について

(1) 受講料・手数料

区 分	受講料	手帳交付手数料	合計	写真
新 規(今回初めて取得、昨年受講されていない方)	不要	2,700 円	2,700 円	必要
更 新(令和4年度以降に受講確認済で継続受講の方)	不要	0 円	0 円	不要
再交付(令和3年度に受講確認済の方、昨年受講で紛失した方)	不要	2,200 円	2,200 円	必要

※受講料(2,000 円)は神河町鳥獣被害防止対策協議会が負担しますので不要です。

【注意事項】

- ・今回初めて取得する方は、写真（横2.5センチ×縦3センチ、裏面に氏名を記入）を1枚提出してください。（昨年受講されていない方については、新規扱いとなります。）
 - ・更新の方で、**5回目の更新の方（令和3年度）に受講確認済の方で手帳の一番下の欄が1行の方）は再交付になります**ので、手帳交付手数料と写真1枚を提出してください。【参考図参照】
 - ・更新の方で、4回目までの更新の方（令和4年度以降に受講確認済の方で保安教育講習受講記録欄が2行以上空白の方）は写真と手帳交付手数料は共に不要です。
 - ・更新される方、再交付される方、また更新されない方についても手帳は提出してください。
 - ・写真は横2.5センチ×縦3センチで必ず証明写真の写真を提出してください。
- ※サングラス、帽子の着用なし、無背景、デジタルカメラ不可
- ・手帳の交付手数料については、多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）の対象事業費として支出できます。ただし、構成員の方に限ります。

参考図

（煙火消費保安手帳）（イメージ図）

煙火消費保安手帳	1種	OH	3Z	0444	動物駆逐用
所属	株三光煙火製造所				
	交付	平成27年10月25日		令和03年度受講確認済	
	保安教育講習受講記録欄	04年	04.10.17		
		05年	05.10.12		
		06年	06.10.16		
		07年	07.10.24		
		08年			

令和3年度
受講確認済の方

+

手帳の記録欄の一番下
(R8年)の欄が一行空いている方

別紙様式1

動物駆逐用煙火（轟音玉）の煙火消費保安手帳の取得申込書

区名 _____

	受 講 す る 者	写真・手帳貼付欄
1	ふりがな ① 氏 名 : _____ ☎ - ② 住 所 : 神河町 _____ 番地 ③ 生年月日 : 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (満 才) ④ 講 習 : 初めて→ (写真が必要。裏面に氏名を記入) 更 新→ (煙火消費保安手帳を申込時に提出) 再交付→ (手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入) ⑤ 講習料金 : ¥ _____ 円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めてください。 更新、再交付の方は、 手帳を提出してください。
2	ふりがな ① 氏 名 : _____ ☎ - ② 住 所 : 神河町 _____ 番地 ③ 生年月日 : 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (満 才) ④ 講 習 : 初めて→ (写真が必要。裏面に氏名を記入) 更 新→ (煙火消費保安手帳を申込時に提出) 再交付→ (手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入) ⑤ 講習料金 : ¥ _____ 円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めてください。 更新、再交付の方は、 手帳を提出してください。
3	ふりがな ① 氏 名 : _____ ☎ - ② 住 所 : 神河町 _____ 番地 ③ 生年月日 : 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (満 才) ④ 講 習 : 初めて→ (写真が必要。裏面に氏名を記入) 更 新→ (煙火消費保安手帳を申込時に提出) 再交付→ (手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入) ⑤ 講習料金 : ¥ _____ 円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めてください。 更新、再交付の方は、 手帳を提出してください。
4	ふりがな ① 氏 名 : _____ ☎ - ② 住 所 : 神河町 _____ 番地 ③ 生年月日 : 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (満 才) ④ 講 習 : 初めて→ (写真が必要。裏面に氏名を記入) 更 新→ (煙火消費保安手帳を申込時に提出) 再交付→ (手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入) ⑤ 講習料金 : ¥ _____ 円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めてください。 更新、再交付の方は、 手帳を提出してください。
5	ふりがな ① 氏 名 : _____ ☎ - ② 住 所 : 神河町 _____ 番地 ③ 生年月日 : 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (満 才) ④ 講 習 : 初めて→ (写真が必要。裏面に氏名を記入) 更 新→ (煙火消費保安手帳を申込時に提出) 再交付→ (手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入) ⑤ 講習料金 : ¥ _____ 円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めてください。 更新、再交付の方は、 手帳を提出してください。

※令和8年9月18日(金)までに各区取りまとめの上、農林政策課へ提出してください。

申込者 _____ 受講料(手帳交付手数料) 合計 _____ 円

令和8年8月24日

各 区 長 様

神河町緑化推進委員会
会 長 山 名 宗 悟**緑の募金のお礼、緑化苗木(資材)の希望調査について**

残暑の候、貴職にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は町緑化事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

緑の募金運動につきましては、今年度も地域募金をいただき、募金実績は下記のとおりとなりました。ご協力ありがとうございました。

さて、今年度も緑の募金事業交付金を活用して、緑化用苗木(資材)の配布を予定しております。

つきましては、緑化用苗木(資材)を希望される場合は、**別紙希望調査票にご記入のうえ、9月18日(金)までに役場農林政策課**へご提出くださいますようお願いいたします。

記

○緑の募金実績

地域(集落)募金	325,400 円
その他募金	26,683 円
合 計	352,083 円

○緑化用苗木**配布可能な苗木等 別紙1 一覧表のとおり**

- ※ 公民館、集会所、公共用地等の緑化にご利用下さい。(個人への配布は不可です)
- ※ 別紙にない苗木をご希望の場合は、手配の可否を確認の上ご連絡します。
- ※ 木製プランターカバー以外の資材(土、肥料、プランター、獣害対策等)は集落でご用意ください。

提出書類 別紙2「【緑の募金】緑化用苗木(資材)希望調査票」

- ※ 各區で一括してお申し込み下さい。配布先は各區1箇所をお願いします。

苗木配布予定時期 12月上旬

- ※ 予算の範囲内での対応となりますので、ご希望にそえない場合があります。その場合にはあらかじめ調整させていただきますので、ご了承ください。

— 担当 — 農林政策課 澄田 TEL:0790-34-0960

令和8年度 緑化募金苗木種類別一覧表

品 種	規格	大きさ
山モミジ		0. 5mフルイ
イロハモミジ		1. 0mフルイ
		1. 5m玉付
		2. 0m玉付
ソメイヨシノ桜		1. 5mフルイ
		2. 0m玉付
		2. 5m玉付
		3. 0m玉付
ヤマザクラ		1. 2mフルイ
シダレ桜	紅	1. 2mフルイ
		2. 0m玉付
八重桜（ボタン桜）		1. 2mフルイ
河津桜		1. 3mフルイ
サザンカ	赤	1. 0m玉付
	白	1. 0m玉付
平戸ツツジ	紅・赤・ピンク・白	0. 4m
ドウダンツツジ		0. 4m
紅ドウダンツツジ		0. 4m
霧島ツツジ		0. 3m
サツキ		0. 3m
ハナミズキ	赤・ピンク・白	0. 6mポット
	赤・ピンク	1. 2m玉付
	白	1. 2m玉付
トキワマンサク	紅	0. 5mポット
	白	0. 5mポット
サルスベリ	赤・ピンク・白	1. 0m玉付
ケヤキ		1. 0mフルイ
サカキ		0. 4mフルイ
シキミ		0. 4mフルイ
キンモクセイ		0. 8m玉付
しだれ梅	赤・ピンク・白	1年生
大梅（白加賀）		1. 0mフルイ
小梅		1. 0mフルイ
クロマツ※		0.2m～ポット
木製プランターカバー	大	65センチ用
	小	45センチ用

※クロマツは50本未満の場合、送料500円（税別）がかかります。

【緑の募金】緑化用苗木（資材）希望調査票

区 名 _____

住 所 神河町 _____

申請者名 _____

連絡先 _____

苗木（資材）配布先 _____

希望する苗木（資材）	数量

☆ 品種を指定される場合は、苗木名の横に品種名をご記入ください。

例 → サクラ（ソメイヨシノ） 5本
ハナミズキ（赤色） 3本 など

☆ 希望数量や品種によっては細くて若い苗木になる可能性もありますが、あらかじめご了承ください。

☆ 植栽時に必要な土や肥料、支柱は配布いたしません。区でご用意ください。

☆ 苗木の配布は12月上旬を予定しています。

☆ 調査票提出期限：9月18日（金） 提出先：農林政策課 澄田

☆ FAX・メールでの申し込みも可能です。

FAX:0790-34-0691 メールアドレス:t_sumida@town.kamikawa.hyogo.jp

元気森もり活動推進事業（竹藪、桜等）の要望について

農林政策課では、地域活動の継続と生活環境や地域の魅力の向上を目的とし、地域住民等が行なう、森林の管理、森林やその周辺の環境保全・向上、森林資源の活用等に資する活動を支援します。（財源：森林環境譲与税、一般財源）

○例えば、次のような場合に、活用をご検討下さい。

- ・集落近くの竹藪や桜並木、地区の住民が集まる神社の樹木等を、地区として管理、整備したいと思うが、財源がなく実施できる補助制度もない場合。

※R7年度より要綱を一部改正しました。「町森林整備計画の対象森林及び集落内の山林、社寺林の維持管理、苗木の植栽等、森林及び周辺環境の保全並びに向上に資する事業」を、森林環境譲与税を充当できる「森林地域」と、それ以外の「その他地域」に分け、補助額は「森林地域」15万円、「その他地域」10万円を、上限とします。

◎森林地域…森林法5条の森林 町森林整備計画の対象森林

森林法2条の森林 登記または現況地目が「山林」の土地

◎その他地域…上記以外の土地 集落が管理する施設(集会所、社寺、公園、河川)

今回、要望受付する事業は、「その他地域」における環境の保全事業です。

※5月の「森林地域」事業に要望のなかった団体を優先的に採択する予定です。

「森林地域」事業を実施(申請)された団体が、「その他地域」事業を要望される場合、予算の状況により採択を見送らせていただくことがありますので、ご了承ください。

但し、町花「桜」、町木「モミジ」の保全管理等の要望は、「森林地域」又は「その他地域」事業の要望に関係なく別途受付をします。

【イメージ】 ○「その他地域」事業要望団体

- ・町花町木事業との両方でも申請可

○「森林地域」事業実施(申請)団体

- ・町花町木事業要望 → 申請可
- ・「その他地域」事業要望 → 予算状況により申請可

○要望がある場合

- ・別紙1の要望書を、9月18日(金)までに、農林政策課に提出してください。
- ・要望のない事業の事後申請は受付できません。必ず要望書の提出をお願いします。

お問い合わせ先

神河町農林政策課 澄田

TEL 0790-34-0960 FAX 0790-34-0691

MAIL t_sumida@town.kamikawa.hyogo.jp

【事業概要】

(趣旨) 地域住民等が行なう、森林の管理、森林環境の保全や森林資源の活用等に資する活動(以下「事業」という)を支援することにより、地域活動の継続と、過密のない農山村の生活環境と地域の魅力を向上させることを目的としています。

(実施主体) 補助の対象となる事業を実施する者は、神河町内に所在地を置く、次の各号のいずれかに該当する団体とします。

- (1) 森林組合、生産森林組合
- (2) 自治会、財産管理組合等、地区の共有林を管理する団体
- (3) その他趣旨に合致する活動を行なう法人、団体、事業所

(補助対象事業) 補助の対象となる事業は次の各号に掲げるもので、既存の補助事業等の対象とならないものとする。

- (1) 林業の活性化 林業後継者の育成等、林業の活性化に資する事業
- (2) 森林環境の保全
 - ①「森林地域」及び「その他地域」環境の保全、向上に資する事業
 - 「森林地域」とは、森林整備計画の対象森林【5月受付済】

(今回受付：「その他地域」での事業)

○上記以外の集落内の山林、集落が管理する施設(集会所、社寺、公園、河川区域)に存する樹高5m以上の木竹の、管理、保全に資する事業。

事業例 森林周辺の林地の間伐や草刈りなど保全、向上活動。

桜並木、竹藪等の保全、向上活動。

平地部にある社寺、公民館集会所等の樹木の保全、向上活動。

(宗教法人からの申請不可、サツキ等低木の剪定不可。)

②苗木の植栽等【5月受付済】※桜、モミジの苗木の植栽は今回も要望可

○「森林地域」での植栽。皆伐地における、広葉樹等の植栽。

(3)森林資源の活用 県産木材、町産林産物等、森林資源の活用促進に資する事業
別表1 (補助対象経費)

科 目	備 考
需用費	消耗品、燃料代、修繕費等。お茶以外の食料費は不可。
原材料費	植栽用苗木等の資材費
作業日当	1,000円/hr、7,000円/日・人を上限とする。
役務費	輸送費、保険料等
賃借料	重機、車両等借上料
使用料	通行料、使用料等
委託料	作業等委託料。実施主体が直接実施することが出来ないものに限る。
報償費	協力者謝金等
備品購入費	1件2万円以上。事業実施に必要不可欠なものに限る。特定の個人の占有となるものを除く。

別表2 (補助金の範囲及び補助金の額)

事業区分	上限額
(1) 林業の活性化	50万円
(2) 森林地域の保全・向上	15万円
<u>(3) その他地域の保全・向上、森林資源の活用</u>	<u>10万円</u>

【事業の流れ】

1. 要望書の提出

今回の要望書提出は、「その他地域」における環境保全事業です。事業採択を希望する団体は別紙1の要望書を9月18日（金）までに、農林政策課に提出してください。

2. 要望の採択

予算の範囲内で、事業内容（緊急性等）を判断し、事業の採択を行います。

要望採択の団体には、9月25日（金）を目途に、採択の通知と補助金交付申請の手続きのご案内を行います。

3. 交付申請

補助金交付申請の際は、下記の書類等を添付ください。

- ①補助金交付申請 ②収支予算書 ③位置図、事業概要図 ④着手前現況写真
- ⑤見積書（1件の支出が2万円以上の場合、作業日当を除く。）
- ⑥カタログ（備品等購入の場合）
- ⑦事業実施承諾書（自らが所有又は管理する森林以外の森林等で実施する場合）

4. 事業実施

事業着手は、交付決定通知書の日以降とし、補助対象経費も通知日以降の支払いが対象となります。

5. 事業計画の変更

事業内容、補助金額に変更がある場合は、補助金変更交付申請書の提出をお願いいたします。事業内容が大幅に変更する場合は、事前に協議をお願いいたします。

ただし、実施回数、委託内容など事業内容に変更が無く、補助金の額が交付決定額の3割以内の減額である場合は、補助金変更交付申請書の提出は不要といたします。

6. 実績報告書

事業の完了日は、事業に係る対象経費の支出の最終支出の領収日となります。

事業実績報告を事業終了の日から30日以内に提出ください。

実績報告の際は、下記の書類を提出ください。

- ①実績報告書 ②収支決算書、領収書の写し ③位置図、事業概要図
- ④実施状況写真（着手前後、日当支出の場合は実施日毎に集合写真必要）

7. 補助金の請求

町は実績報告書の提出を受けた後、内容を確認し、実施団体に補助金交付額確定通知書を送付いたします。併せて請求書を送付いたしますので、金額等確認のうえ請求印を捺印していただき提出頂きますようお願いいたします。

概ね請求日から20日以内での支払いとなります。

令和 年 月 日

神河町長 山名 宗悟 様

所在地 神河町

団体名

代表者名



神河町元気森もり活動推進事業要望書

令和 8 年度神河町元気森もり活動推進事業について、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 事業種別
 - ・ 森林地域の保全・向上 (申請額上限 15 万円)
 - ・ その他地域の保全・向上 (申請額上限 10 万円)
- 2 事業実施場所 神河町 大字..... 字..... 地番.....
- ※林班 (役場にて記入) 神崎..... 班 大河内..... 班
- 3 事業地山林所有者名
- 4 実施予定時期 令和..... 年..... 月～令和..... 年..... 月
- 5 実施事業の種類
 - 1. 人工林間伐 2. 広葉樹林・竹林等の間伐・伐採
 - 3. 下刈り 4. 森林の見分・境界確認
 - 5. その他
- 6 事業の具体的な内容

提出締め切り 令和 8 年 9 月 18 日(金) 提出先 農林政策課 澄田

令和8年8月24日

各 区 長 様

神河町ひと・まち・みらい課長

移住者へ配付する「生活のあらまし」の確認について（ご依頼）

時下、ますますご清祥にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。平素は町行政に格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、町では各区長様はじめ住民の皆様のご協力のもと、移住・定住の促進、空き家バンクの運営等を実施しており、令和7年度までの移住実績は36世帯91人となりました。

現在、（一社）かみかわ移住定住サポートセンターを通じて移住を検討されている方等に対して、「区（自治会）での生活のあらまし」として、区負担金、地域の行事等の情報を提供させていただいております。

このたび、前回調査から2年が経過したことから、情報を最新の内容に更新するため、下記のとおり調査を実施いたします。

ご多用のところ恐縮ですが、ご確認の上、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. ご依頼内容：別紙「区（自治会）での生活のあらまし」について、変更箇所を赤字で修正をお願いいたします。

(1) 前回調査内容（令和6年度実施）を記載しております。変更がある場合は、赤字で加筆修正をお願いいたします。なお、世帯数、人口につきましては、令和8年7月末現在の数値を記載済みです。

(2) 移住の際に必要な負担金などは、隣保ごとの分などでもできるだけ把握していただけますと幸いです。

(3) これまで未回答の区及び未記入の項目につきましては、空白になっております。可能な範囲でご回答をお願いいたします。

(4) 変更がない場合でもご連絡をお願いいたします。

2. 提出期限：9月25日（金）までにご回答ください。

※窓口、FAX、メールにてご提出をお願いします。

3. お問合せ・提出先：神河町ひと・まち・みらい課 石橋、横田

TEL：0790-34-0002

FAX：0790-34-0691

E-mail：hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

ありがとう企画!

第1弾

夏休みの思い出づくりに!

中学生以下

無料開放デー
開催!みんなで
プールを
楽しもう!

2026年(令和8年)

期間

8/25_火 ~ 8/30_日

毎日

10:00~17:00

遊泳レーンを開放!

期間中は、6レーンのうち
2レーンを「遊泳レーン」として開放します。小さなお子様は、
必要に応じて
浮き輪をご利用いただけます。「遊泳レーン」以外は、
一般利用者の方も通常どおり
ご利用いただけます。

対象

中学生以下

(町内・町外は問いません)

※小学3年生以下の方は、
保護者と一緒にプールに入る必要があります。

料金

無料



時間

10:00~17:00



受付

ご利用の際は、窓口で受付をしてください。
※氏名・住所・連絡先をご記入いただきます。

持ち物

水着・水泳帽・タオル

ご利用
について混雑状況により、入場制限や利用時間の制限を行う場合があります。
安全にご利用いただくため、係員の指示に従ってください。

町民温水プールの利用終了について

町民温水プールは施設を老朽化のため、令和8年9月30日をもって
利用を終了とさせていただきます。ただし、トレーニングジムは令和9年3月末までご利用いただけます。
長い間、施設をご利用いただいた皆様に心より感謝を申し上げます。

お問い合わせ

神河町町民温水プール

☎ 0790-35-0536

町民温水プール

ありがとう企画！

第2弾

＼ たくさんのご利用に感謝を込めて ＼

無料開放デー 開催！

すべての方
対象！

町内・町外
問いません

みんなで
プールを楽しもう！

2026年（令和8年）

期間 9/19_土～9/25_金

シルバーウィーク特別無料開放！

※ 9月24日（木）は休館日のため、利用できません。

時間

平日・土曜日

10:00～21:00

日曜日・祝日

10:00～17:00

遊泳レーンを設定します！

期間中は、6レーンのうち

2レーンを「遊泳レーン」として開放します。



小さなお子様は、
必要に応じて
浮き輪をご利用いただけます。



「遊泳レーン」以外は、
一般利用者の方も通常どおり
ご利用いただけます。



対象

すべての方

（町内・町外 問いません）

小学3年生以下の方は、
保護者と一緒にプールに入る必要があります。



料金

無料



時間

平日・土曜日 10:00～21:00

日曜日・祝日 10:00～17:00



受付

ご利用の際は、窓口で受付をしてください。
※氏名・住所・連絡先をご記入いただきます。



持ち物

水着・水泳帽・タオル



ご利用
について

混雑状況により、入場制限や利用時間の制限を行う場合があります。
安全にご利用いただくため、係員の指示に従ってください。

町民温水プールの利用終了について

町民温水プールは施設を老朽化のため、令和8年9月30日をもって
利用を終了とさせていただきます。

ただし、トレーニングジムは令和9年3月末までご利用いただけます。

長い間、施設をご利用いただいた皆様に心より感謝を申し上げます。

このプールは、これまで多くの皆様に親しまれてきました。

感謝の気持ちを込めて、

シルバーウィークは無料で開放します！

ご家族やお友達と、ぜひご利用ください！

皆さまの
ご来場を
お待ちしております！

お問い合わせ

神河町町民温水プール

☎ 0790-35-0536

ケーブルテレビ運営移行に伴う集落説明会のお知らせ

～令和9年4月から「姫路ケーブルテレビ」移行に向けたサービス内容手続きのご案内～

神河町では、持続可能で高品質な情報通信環境を維持するため、令和9年4月よりケーブルテレビ事業の運営を「姫路ケーブルテレビ株式会社（WINK）」へ移行いたします。

これに伴い、移行概要、新サービス内容、利用料金、契約手続き等についてご理解いただくため、本年9月より各集落にて住民説明会を開催いたします。

説明会終了後は、開催した集落から順次、姫路ケーブルテレビの専門スタッフが各世帯を訪問し、個別のご相談や移行手続きのご案内を行います。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

■集落説明会 開催予定

※会場は区の集会所・公民館です

区名	開催日（曜）	時間
新田区	9月13日（日）	11時～
作畑区	10月31日（土）	19時～
大畑区	9月5日（土）	14時～
越知区	9月27日（日）	10時～
岩屋区	9月17日（木）	19時～
根宇野区	10月24日（土）	19時～
山田区	11月7日（土）	19時～
中村区	10月18日（日）	19時～
栗賀町区	9月11日（金）	19時～
福本区	11月1日（日）	15時～
貝野区	10月17日（土）	19時～
しんこうタウン区 開催の予定なし		
寺野区	10月4日（日）	10時～
柏尾区	8月30日（日）	10時～
加納区	10月25日（日）	10時～
東柏尾区	11月1日（日）	10時～
吉富区	9月12日（土）	19時～
杉区	9月13日（日）	19時～
大山区	9月6日（日）	10時～
猪篠区	11月14日（土）	18時～

区名	開催日（曜）	時間
新野区	9月26日（土）	19時～
野村区	10月3日（土）	19時～
比延区	9月27日（日）	14時～
寺前区	9月19日（土）	19時～
鍛冶区	10月31日（土）	10時～
大河区	9月6日（日）	13時～
上岩区	10月24日（土）	13時30分～
高朝田区	9月20日（日）	10時～
宮野区	10月18日（日）	10時～
南小田区	11月8日（日）	10時30分～
上小田区	9月12日（土）	10時～
川上区	10月3日（土）	11時～
大川原区	9月19日（土）	14時～
本村区	9月18日（金）	19時30分～
赤田区	11月3日（火）	10時～
重行区	9月26日（土） 重行集会所	16時～
為信区		
峠区		
栗区	9月5日（土） 栗公民館	19時～
洲区		

※説明会では皆様からのご質問にお答えします。ご不明な点がございましたら、ぜひ会場でお尋ねください。

■説明内容

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| Q1. なぜ姫路ケーブルテレビに運営移行するのですか？ | Q4. 姫路ケーブルテレビと契約しないとうなりますか？ |
| Q2. 「まちかどウィークリー」や「特別番組」は継続されますか？ | Q5. どんな新しいサービスやプランがあるの？ |
| Q3. 現在使用しているテレビや録画機器はそのまま使えますか？ | Q6. 利用料金はどのように変わりますか？ |
| | Q7. インターネットの速度や通信環境はどう変わる？ |

■オプションサービスをご利用中のお客様へ（主な変更点）

現在、各種オプションサービスをご利用のお客様は、継続利用にあたり手続きや料金体系の変更が必要となります。説明会や戸別訪問の際にぜひご確認ください。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1. インターネットサービス：利用料金及び速度プランの変更 | 4. メールアドレス関連：解約後のアドレス継続サービスの廃止、追加アドレス料金の変更 |
| 2. ホームページ関連：料金・容量の変更、容量追加プランの変更 | 5. 固定 IP アドレスサービス：利用料金の変更 |
| 3. 休止・再開サービス：制度の廃止（※新規加入および解約のみとなります） | 6. セキュリティ・ドメイン・クラウド関連：株式会社サルードによるサービスとして継続提供（ウイルス対策、独自ドメイン取得・維持、マイドメイン、クラウドストレージ等） |

■区の公民館や隣保集会所について

分類	件数	現状	令和 9 年 4 月以降の対応（利用者等の実質負担）
区公民館	34 件	全額免除	免除廃止、町が全額負担（変更なし）
隣保集会所等	55 件	全額免除	免除廃止、有料化
その他県民交流事業、財産区、自治協、漁協）	4 件	全額免除	免除廃止、有料化
消防施設	30 件	全額免除	免除廃止、町が全額負担（変更なし）
70 歳以上 1 人暮らし	381 件	半額免除	半額免除を継続し、半額分は町負担（変更なし）
身体障がい者	34 件	半額免除	半額免除を継続し、半額分は町負担（変更なし）

■区長様へお願い

区の公民館（集会所）をお借りいたします。当日は事前準備のため、1 時間程度前に公民館に伺う予定です。また、公民館の開錠方法などの打ち合わせ為、説明会前日に総務課から連絡させていただきます。

【お問い合わせ窓口】

役場 総務課 ケーブルテレビ担当

電話：0790-34-0001 メール：soumu@town.kamikawa.hyogo.jp

(公 印 省 略)
 神河(総)第279号
 令和8年8月24日

〇〇区長 〇〇 〇〇 様

神河町長 山 名 宗 悟

令和8年度神河町行政事務協力謝金の支払いについて

残暑の候、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
 平素は、町行政推進のため御尽力賜っておりますことに対し、深甚なる敬意を表します。
 さて、区長会申し合わせ事項に基づき令和8年度神河町行政事務協力謝金の内、前期分をお支払いいたしますので、下記内容を御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 年間支払額

均等割分	〇〇〇円	
世帯割分	〇〇〇円	(@1,016.221…円 × 〇〇世帯)
合 計	〇〇〇円	

2. 算定方法

- ・均等割50%、世帯割50%で算定
- ・世帯数は、令和8年4月1日現在の住民基本台帳による世帯数を使用

3. 支払方法

- ・年2回払いとし、8月(50%)、12月(50%)で口座振替支払いとします。
- ・均等割分は源泉徴収し、世帯割分は源泉徴収していません。

4. 8月期支払額(50%)

均等割分	〇〇〇円	(〇〇〇円 × 50%)
世帯割分	〇〇〇円	(〇〇〇円 × 50%)
源泉徴収	△ 〇〇〇円	(〇〇〇円 × 3.063%)
合 計	〇〇〇円	

5. 視察研修均等割(区長会申し合わせ事項5項により)

	△ 10,000 円	
合 計	〇〇〇円	…振込額